

第7回入間市指定管理者候補選定委員会会議録

- 1 日 時 平成30年7月11日（水）午後1時30分～午後2時45分
- 2 場 所 入間市役所 5階 503会議室
- 3 出席者 委員長 副市長 友山宏一
委 員 企画部長 加藤 保夫、福祉部長 宮岡 実、永瀬 久、小林 由利、
三浦 孝子、
所管課 障害者支援課 主幹 武藤 誠、副主幹 平岡 義和
事務局 企画部次長 浅見 嘉之、企画課長 玉井 栄治、主幹 亀田 一生、
副主幹 齋藤 謙次郎
- 4 欠席者 総務部長 田雑 弘章、
- 5 対象施設 入間市扇台福祉作業所
- 6 議 事
議 題
 - (1) 選定方法について
 - (2) 募集要項、業務仕様書について
 - (3) 採点方法について

(1) 選定方法について

委員長：選定方法について事務局から説明いただきたい。

事務局：選定方法については、複数の業者から広く募集を行う「公募による方法」と特定の業者の応募を求める「非公募による方法」がある。指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインによると、総務省は「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させること」としており、本市においても、「指定管理者の選定は原則公募とする。」とある。また、「ただし、以下の理由があてはまる場合には、公募によらない選定方法をとることができるものとする。この場合、指定管理者制度創設の趣旨を鑑み、相当程度の合理性が認められる場合に限定する。」となっており、理由によっては非公募とすることもある。

委員の皆様には、入間市扇台福祉作業所の指定管理者候補選定について、どちらの選定方法で、募集を行うかを決定していただきたい。

ここで過去の経緯について説明する。扇台福祉作業所に指定管理者制度を導入したのは、平成18年4月になる。新規導入時の選定方法は、その他公募によらない方法をとることに相当の理由があるときとして、非公募による選定となった。その理由としては、「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」において、「公共サービスの公平・公正な提供を行う団体で収益を目的としない法人等を指定するとき」及び「公共的団体に委託しており、平成18年度からの指定にあたって

は公募への移行に関し条件整備が整わないと判断されるとき」に該当となったことによる。

次に、2期目の更新では、「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」にある「現に指定管理者として指定している団体の実績等の評価が良好なとき」及び「公共サービスの公平・公正な提供を行う団体に収益を目的としない法人等を指定するとき」に該当になったものである。当施設は、その設置目的から、専門性の確保及び利用者との信頼関係の醸成が不可欠であるところ、現在も指定管理者である社会福祉法人入間市社会福祉協議会が昭和58年から管理運営をしてきた施設でもあり、運営ノウハウを熟知していることが認められ、指定管理者の選定は公募が原則だが、条例、指針に則って、2期目についても非公募となり、現指定管理者が引き続き指定を受けることになった。3期目の更新においても、2期目と同様の理由により、非公募となっている。なお、「公の施設への指定管理者制度適用に係る指針」は、平成27年5月に「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」が策定されたことにより、廃止となっており、今回が現在運用しているガイドライン策定後初めての選定ということになる。

委員長：続いて、所管課である障害者支援課の公募非公募についての意見をお願いしたい。

所管課：扇台福祉作業所については、昭和58年4月の開所以来、管理運営を入間市社会福祉協議会に委託しており、通所者への支援・指導のノウハウを豊富に有している。利用者の多くが扇台福祉作業所に長期間通所していることから、利用者個々の障害特性を熟知している職員による、継続的な支援が欠かせないと考えている。

また、指定管理者に対する評価については、第三者評価の総合評価において、適正であるとの評価であり、利用者アンケートでは、概ね満足しているとの回答をいただいている。以上のことから、障害者支援課では、入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第2項第3号の「公募を行うことが適当でないと認めるとき、その他公募によらない方法をとることに相当な理由があるとき。」として、指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインの「福祉施設等で、指定管理者の変更が住民（利用者）に大きな負担を強いる場合」に該当することから、非公募による選定としたい。

委員長：ガイドラインにおいて、指定管理者の選定については原則公募とするところがあるが、所管課の説明によれば非公募による募集に該当するのではとの意見であった。公募にするか、非公募にするかについて意見をお願いしたい。

委員：指定管理者の評価は良好とのことだが、ガイドラインでは「現行の指定管理者からのみ応募を受ける場合には、現行の実績を客観的に評価し、引き続き管理を行うことで施設に係る安定したサービス提供と事業効果が相当程度期待できると判断できる場合に限る」とある。第三者評価、利用者アンケートについて、詳細に説明してほしい。

所管課：第三者評価と利用者アンケートを追加資料として配付してよろしいか。

委員長：よろしい。

所管課：最初に第三者評価について説明する。第三者評価機関の総合評価はC評価となっており、適正との評価である。さらに評価機関の意見として次のことが記載されている。施設の目的や基本姿勢について、職員は熟知し、工夫しながら支援に取り組んでいる。大きなクレームやトラブルがないことから、一定のサービス水準以上のものが提供できている。施設の管理についてもきちんと美化が保たれ、利用者が気持ちよく過ごせる工夫がされていることが評価されている。一方で、改善プロセスの仕組み作りやマニュアルの作成といった点に課題があると指摘されている。この点については、第三者評価の報告を受け、既に、指定管理者に対しマニュアルの作成を指示しており、指定管理者からは、マニュアルを作成したとの報告を受けている。

続いて、利用者アンケートの結果について説明する。アンケートは、作業所の活動内容、作業所での生活に馴染んでいるかどうか、職員の対応について確認している。最初に作業所の活動内容については、満足、おおむね満足が合計12件、やや不満、不満が合計2件となっている。満足、おおむね満足に特に問題はないも含めると、肯定的な回答が8割を超える。次に作業所での生活に馴染んでいるかどうかについては、よく馴染んでいる、おおむね馴染んでいるが17件、あまり馴染んでいないが1件と肯定的な回答が9割を超える。職員の対応については、どの項目も満足、特に問題なしも含めた肯定的な回答が8割を超えている。

自由意見欄には意見、要望が記載されており、「特に個人の対応を理解してほしい、一日安全に過ごすことに主眼があるようで、まるで幼稚園の運営のように感じられる」との厳しい意見もあれば、それとは逆に、「温かい雰囲気・対応が良い、一人ひとりの特性や個性に合わせて対応していただいている」との意見もある。扇台福祉作業所の利用者は、重度の障害の方が多く、利用者のできること、できないことがそれぞれある中で、作業を含めた日中活動をどのように進めていくかが課題であり、指定管理者としては、この結果を踏まえ、職員間で共有するとともに保護者会とも意見交換しながら対応していくとの報告を受けている。

委員：保護者の代表としての意見になるが、2月に実施された利用者アンケートには、年間行事に対する設問がなかった。以前は入所者による1泊の宿泊研修があったが中止になってしまった。今後、宿泊研修等の機会を試行錯誤しながら実施していただけたらいいなと思っていたが、アンケートにはそういった設問がなかったのが残念である。ただ、日々の生活においては、障害が重度の方が増えていることもあり、大変なところもあると感じている。他の施設から移ってきた利用者もいて、職員も四苦八苦していると思うが、送迎や健康診断等を実施していただいております、大変満足している。どんな重度の子も皆と同じ社会生活を送れたらとい

うことを強く願っている。

委員：今の意見は、現在の指定管理者を変えた方がいいという意見か。

委員：そうではない。現在の指定管理者に継続してもらったうえで、改善を図ってほしいということである。

所管課：実施事業については、指定管理者に任せていることではあるが、意見については指定管理者に伝えていきたい。

委員：第三者評価について、評価結果に「さらなる努力が必要」であるD評価があるが、それに対する改善点について詳しく教えていただきたい。

所管課：事故防止の取組、事故発生時の対応のD評価について、指定管理者に確認したところ、「日々、情報共有を図り、事故防止に努めていた。事故発生時の対応についても職員間の申し合わせで徹底していたが、マニュアルを作成していなかった。その点を第三者評価期間の現地調査で指摘され、改善が必要との評価だった。」と報告を受けている。報告を受け、指定管理者に対しマニュアルの作成を指示したところ、先日、マニュアルを作成したとの報告を受けている。

また、省エネ、省資源、環境配慮のD評価については、「電気、水道の使用の節減、グリーン購入と環境に配慮した取組を実施しているが、市のEMSに則り、計画書や報告書を策定していなかったため、改善が必要。」との評価であった。このことについては後日、指定管理者に対し改善の指導を行った。

委員：第三者評価機関のコメントで、「経常利益が赤字決算になっている。」とある。これは本社部門全体として赤字とのことであろう。他方で指定管理部門での営業利益は黒字になっていることから良いのかもしれないが、指定管理者として継続して大丈夫か。

所管課：入間市社会福祉協議会に確認したところ、平成29年度を単年度で見ると新規事業の持ち出し等もあり赤字であったとのことである。

委員：毎年赤字が続いているわけではないということか。

所管課：そのとおりである。

委員：長期間通所している方もいるとのことだが、通所している人の年数を把握しているか。

所管課：通所年数について、現在通所している18人中10人が20年以上、そのうち3人は30年以上である。19年以内は8人で、1年以内が2人いる。

委員長：利用者の立場から、指定管理者が変更になった場合、負担は大きいか。

委員：利用者一人ひとりの様子を把握している作業所の指導員が変わらないことは、利用者にとって安心できるため、とても良いことだと思っている。

委員長：他に意見がなければ、公募にするか非公募にするかを決定したいと思う。委員の意見を踏まえると扇台福祉作業所については、非公募として決定してよいか。

委員：よろしい。

委員長：では扇台福祉作業所については、非公募として決定する。

(2) 募集要項について

所管課：最初に資料7-1 入間市扇台福祉作業所募集要項案について説明する。

2「施設の概要」の「基本方針」として、次のことが記載されている。扇台福祉作業所は公の施設であり、就労能力の限られている心身障害者に、自活に必要な職業訓練、生活指導等を行い、社会的自立の助長を図るために設置されたものである。その設置目的を踏まえ、安全確保を第一とし、適正な管理に努めるとともに、施設の利用に際しては平等かつ公平な取扱いを行い、市民の信頼に応える必要がある。また、施設利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指す必要がある。次に3「管理の基準」として、指導時間や休所日、個人情報保護や保険の加入、緊急時の対応、サービスの向上、文書管理や守秘義務等について記載した。4の「業務内容」として、利用者に対する職業訓練、生活指導等に関する業務、作業所の維持管理に関する業務、作業所の事業運営に関する業務を明記している。6「指定管理料」については、平成31年度から35年度までの指定管理料の上限額を示しており、内訳は別途記載しているものである。8「指定管理者と市との業務役割分担」については表のとおりとなっている。また、12「提出書類」について、作業所の管理運営に係る事業計画書として、指定管理業務を行うに当たっての基本方針や、関係法令等を遵守した適切な管理運営、業務の実施内容と方法、指定管理業務を安定して行う能力について特に確認していきたい点である。次に14「選定方法」の「審査項目一覧」では、審査項目の一覧と併せ各配点を記載した。特に「基本方針、基本コンセプトの理解」、「個人情報と業務上知り得た秘密の保護」、「利用者サービスの向上」、「自主事業の内容や収支計画」、「危機管理に対する方針」の5項目について配点を高く設定している。

次に業務仕様書（案）について説明させていただく。2「作業所の管理に関する基本的な考え方」として、9項目にわたって記載させていただいた。4「定員」として、利用者の定員は19名である。また、9「業務内容」は、募集要項で示したものをより詳しく記載したものであり、特に、障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターとして、障害特性等に応じた創作的活動又は生産活動の機会の提供、生活指導、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を実施することを明記している。また、通所が困難な利用者の送迎を行うことを明記した。以前の仕様書にはこの項目はなく、指定管理者による提案で実施しているものであり、今回の仕様書では明記することにしたものである。

委員長：募集要項（案）や仕様書（案）について意見や質問はあるか。要望ではあるが、実施事業の中に、さきほど話に出た宿泊研修について取り入れるような意見を添

えていただきたい。

委員：5「経費等に関する事項」にある「会計の独立」について質問したい。「指定管理にかかる経費について、自身の団体の会計とは別の会計で管理してください。」とあるが、実際は第三者評価によると、「施設の経費について現在のところ法人全体の口座で管理しており、別の口座での管理にはなっていない」とある。また、「現金の取扱いについては鍵のついた金庫で管理し、伝票の記載もあるが複数チェックの体制はない」となっているがこの点は問題ないか。

所管課：会計の独立について、社会福祉法人の収支一覧によれば、扇台福祉作業所については別項目で示されている。ただし、口座が一元化されている部分があることから、改善が必要と考える。また、小口現金の取扱いについても、作業所に確認したところ、現金を職員1人だけで取扱うことはしていないが、チェック表を作成していなかった。この点について今後改善することを確認した。

委員長：他に意見がなければ、所管課で示した案で決定してよろしいか。

委員：よろしい。

委員長：募集要項、仕様書について、所管課案のとおりとする。

(3) 採点方法について

事務局：募集要項で定めた審査項目に基づき作成したのが、「指定管理者候補選定委員会審査票（案）」であり、応募者によるプレゼンテーション終了後に委員に記入していただくものとなる。応募書類やプレゼンテーションで提案された内容等を審査いただき、5点（優れている）・4点（良い）・3点（普通）・2点（やや劣る）・1点（劣る）の5段階で採点し、採点欄に記入していただく。5点満点で採点いただき、その採点に1～6を乗じて得た点をその項目の得点とする。

最終的な候補の決定方法は、①資格審査として、提案者が申請制限に該当するか否かを施設所管課と事務局で確認する。次に、②提案審査として、より公平に評価するため、最高点と最低点を除いて算出した平均点をその審査項目の選定委員会としての評価点とする。施設の適正な管理運営と市の求める公共サービス要求水準を担保するため、最低基準点を設け、配点合計の7割の210点とする。

なお、応募が1団体であっても最低基準点に達しない場合には選定されず、改めて公募を行う。

委員長：何か意見はあるか。なければ、採点方法は事務局案でよいか。

委員：よろしい。

委員長：では採点方法については事務局案とする。

7 その他

次回の日程について

募集要項等の配布 7月25日～8月30日

応募者に対する現地説明会 非公募のため実施しません。

応募者からの質問受付 8月7日～8月21日

申請書受付 8月31日～9月11日

提案者によるプレゼンテーション 10月10日（指定管理者候補選定委員会）

以上